



河川整備基本方針及び河川整備計画

平成9年の河川法改正に伴い、河川整備の計画制度が変更され、河川管理者が河川整備を実施する場合は、河川整備の基本となるべき方針に関する事項について定めた「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定めた「河川整備計画」を策定することとなりました。

新しい計画制度においては、治水・利水・環境の総合的な河川整備を推進するため、河川環境の整備と保全を位置付けることや、地域の意見を反映した計画とすることが定められています。

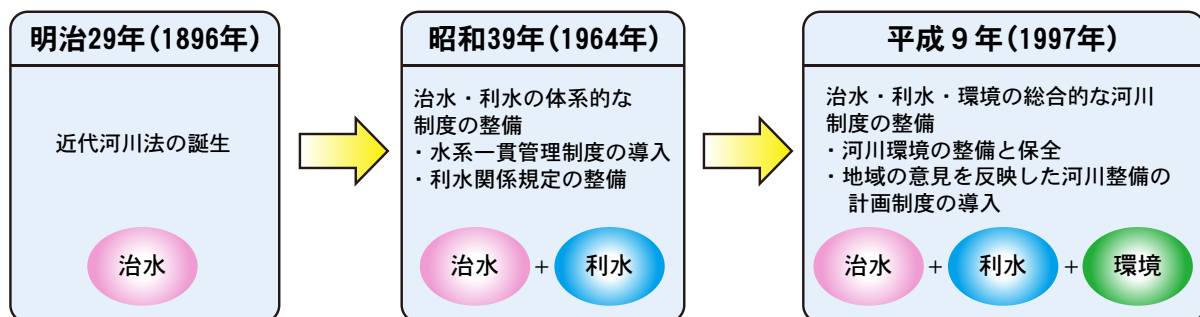
河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者で構成する「宮崎県河川整備学識者懇談会」や地域住民から意見を伺っています。

県策定

【河川整備基本方針】 耳川水系、広渡川水系、一ツ瀬川水系など 21 水系
(二級河川)

【河川整備計画】 五ヶ瀬川水系北川圏域、小丸川水系宮田川圏域、大淀川水系宮崎圏域、
(一級河川指定区間) 川内川水系えびの圏域、耳川水系、広渡川水系、一ツ瀬川水系など 30 水系
(二級河川)

河川法改正の流れ



河川整備の計画制度

